

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査

山形県地域検討会報告書(案)

第 章 飛島西海岸・赤川河口部における

今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

目 次

第 章 飛島西海岸における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

1. 飛島西海岸・赤川河口部における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題	1
1.1 山形県の取組	1
1.2 酒田市の取組	1
1.3 酒田市における海岸清掃活動に関する現状と課題	1
1.3.1 飛島西海岸	1
1.3.2 赤川河口部	3
1.4 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状と課題	4
2. 飛島西海岸・赤川河口部における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性	4
2.1 相互協力が可能な体制作りについて	4
2.2 海岸清掃の体制	8
2.2.1 飛島西海岸	8
2.2.2 赤川河口部	11
2.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策	13
2.3.1 飛島西海岸	13
2.3.2 赤川河口部	13
2.4 地域からの要望	14
2.4.1 国による法制度の整備	14
(1) 海岸法について	14
2.4.2 強力な実効性のある財政的支援	14
(2) 山形県への支援	14
(3) 海岸線を有している自治体への支援	14
2.4.3 補助金制度について	14
(1) 災害等廃棄物処理事業補助金について	14

第 章 飛島西海岸・赤川河口部における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

1. 飛島西海岸・赤川河口部における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題

1.1 山形県の取組

飛島西海岸、赤川河口部における取組は以下の2事例がある。

平成 15、16 年度に「河川海岸等環境保全事業（緊急雇用対策）」を実施。砂浜区域のゴミ回収運搬（一部処分）を行っている。

海岸清掃団体に対する支援として「山形県ふるさとの川アダプト事業」を平成 17 年度から実施。H20 年現在、11 団体を認定している。認定 11 団体には助成金を補助し、延長 11 km において清掃活動を行っていただいている（一部同一地区、港湾区域あり）。

なお、庄内海岸においては赤川河口部以外で以下の3事例がある。

例年、海水浴場オープン前（主に湯野浜）の海岸清掃時における処理困難物の回収処分。

冬季風浪による異常漂着物があった場合の回収処分を実施した。（H18 年度末）

遊佐町吹浦海岸（鳥崎地区）における海岸漂着ゴミの実態調査を実施。延長 250m 区間で 140 m³、27t のゴミの回収処分を実施した。

1.2 酒田市の取組

<記述追加>

1.3 酒田市における海岸清掃活動に関する現状と課題

1.3.1 飛島西海岸

飛島西海岸（山形県酒田市）における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 1.3-1 に示す。飛島西海岸では、平成 12 年に山形県と酒田市が中心となり、また翌平成 13 年からは飛島クリーンアップ作戦実行委員会（NPO 法人庄内海浜美化ボランティア、NPO 法人パートナーシップオフィス、NPO 法人美しい庄内、（社）山形県産業廃棄物協会、東北公益文科大学、飛島コミュニティ振興会、海上保安庁酒田海上保安部、山形県庄内総合支庁、酒田市）が「飛島クリーンアップ作戦」を実施しており、平成 19 年にはボランティアとして約 350 名の参加者があった。

回収されたゴミは、酒田市が引き取り、台船により酒田市本土まで運搬し、処理施設（酒田地区クリーン組合）で処分している。一方、冷蔵庫、タイヤ、流木（直径 10cm 以上か長さ 1m 以上）は処理困難物（産業廃棄物）となるため、回収をしていない。

また、「飛島クリーンアップ作戦」の実施にあたっては実行委員会が民間等の支援団体から必要な経費を確保しており、この経費確保が「飛島クリーンアップ作戦」継続の必要要件となっている。

表 1.3-1 飛島西海岸における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・「飛島クリーンアップ作戦」により清掃活動が行われている。 ・清掃範囲は、飛島西海岸のうち田下海岸部分の約 250mとなっている。 (H20 は荒崎海岸部分約 200m) ・参加費は 2,000 円/人 (H19)。さらに助成団体からの支援や助成金等の活用により運営費用を捻出している。 ・参加者の保険は飛島クリーンアップ作戦実行委員会が負担している。 ・重機が入れないため、人力による回収を行っている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・活動支援金の確保が不可欠である。 ・人力による回収のため、大型のゴミ (処理困難物) が回収できず未回収である。また、清掃範囲は飛島西海岸の一部にとどまっている。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸からは、人力によるパケツリレー方式で主要道路まで持ち上げるか、フレコンに入れたまま小型船舶により法木港まで運搬する。その後、勝浦港まで陸上輸送し、酒田市の台船により酒田市本土まで運搬する。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人力による回収のため、大型のゴミ (処理困難物) が運搬できない。 ・小型船舶を利用する場合は、飛島の船主の船舶使用料、陸上輸送費用の負担が発生する可能性がある。 ・本土への運搬は、酒田市の負担となっている。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・回収されたゴミは、一般廃棄物として酒田市の酒田地区クリーン組合 (庄内広域行政組合) で処分されている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の処分費用は、酒田市の負担となっている。
運 営	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・活動にあたっては NPO が資金を確保しながら実施している。しかし、助成は実績に基づいた手続きであることから資金確保の面で不安定要素が多い。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した資金確保がクリーンアップ継続の必要条件である。

1.3.2 赤川河口部

赤川河口部(山形県酒田市)における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 1.3-2 に示す。

赤川河口部を含めた庄内海岸(遊佐町、酒田市、鶴岡市)では、平成 13 年から「最上川河口クリーンアップ作戦」等も実施されていた。その後、範囲を拡大し、平成 17 年からは庄内海岸を一斉にクリーンアップする「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」となって実施されており、平成 19 年はボランティアとして約 800 名(西浜海水浴場(遊佐町)、酒田市宮海国有林(酒田市)、最上川河口右岸部(酒田市)、由良海水浴場(鶴岡市)、マリパークねずがせき(鶴岡市))の参加者があった。

回収されたゴミは酒田市が引き取り、処理施設(酒田地区クリーン組合)で処分している。一方、冷蔵庫、タイヤ、流木(直径 10cm 以上か長さ 1m 以上)は処理困難物(産業廃棄物)となるため原則として回収をしていないが、やむを得ず回収した処理困難物の処理費用や手袋等の消耗品の経費については山形県庄内総合支庁が負担していた。

表 1.3-2 赤川河口部における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」の一環として清掃活動が行われており、プロジェクト委員会のメンバーである地元企業の人的な協力のもと実施している。なお、当該会場においては一般参加者の募集は行っていない。 ・清掃範囲は、赤川河口右岸部約 500m である。 ・重機は使用せず人力による回収を行っている。 ・参加者の保険はプロジェクト委員会メンバーの企業が負担している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・処理困難物は未回収である。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・回収されたゴミは、酒田市が収集している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・収集及び運搬費用は酒田市が負担している。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・回収されたゴミは、一般廃棄物として酒田市の酒田地区クリーン組合で処分されている。 ・回収した処理困難物は産業廃棄物として山形県庄内総合支庁が処理費用を負担していた。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の処分費用は、酒田市が負担している。
運 営	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋などの消耗品は、山形県庄内総合支庁が負担していた。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・当該会場のクリーンアップの実施にあたっては地元企業の継続的な協力が必要である。

1.4 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状と課題

地域の環境美化活動として、住民、ボランティアが活発に実施している。県ではアダプト団体を募集し活動の支援や普及啓発を実施している。

2. 飛島西海岸・赤川河口部における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

2.1 相互協力が可能な体制作りについて

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成19年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。） 海岸法、港湾法等がある。

現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第5条第1項）と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第5条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第40条の4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」（同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針）と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

これを受けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進するため、本モデル調査においては、各地域毎に県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される地域

検討会を設置し、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を検討しまとめていくこととした。

今後は、この地域検討会をベースとして、関係者との連絡調整等を担う協議会等へ発展させ、関係者間の役割分担や、適正な漂流・漂着ゴミの回収・処理、発生源対策等の対策のあり方を議論、整理していくことが望ましい。その際には、本モデル調査によって得られた各種の技術的知見等をプラットフォームなどで積極的に活用していくことが期待される。

図 2.1-1 は、現時点で想定される関係者間の役割分担の模式図であり、引き続き協議会等の場で議論をし、地域の実情に適した体制作りを進めていくことが適当である。

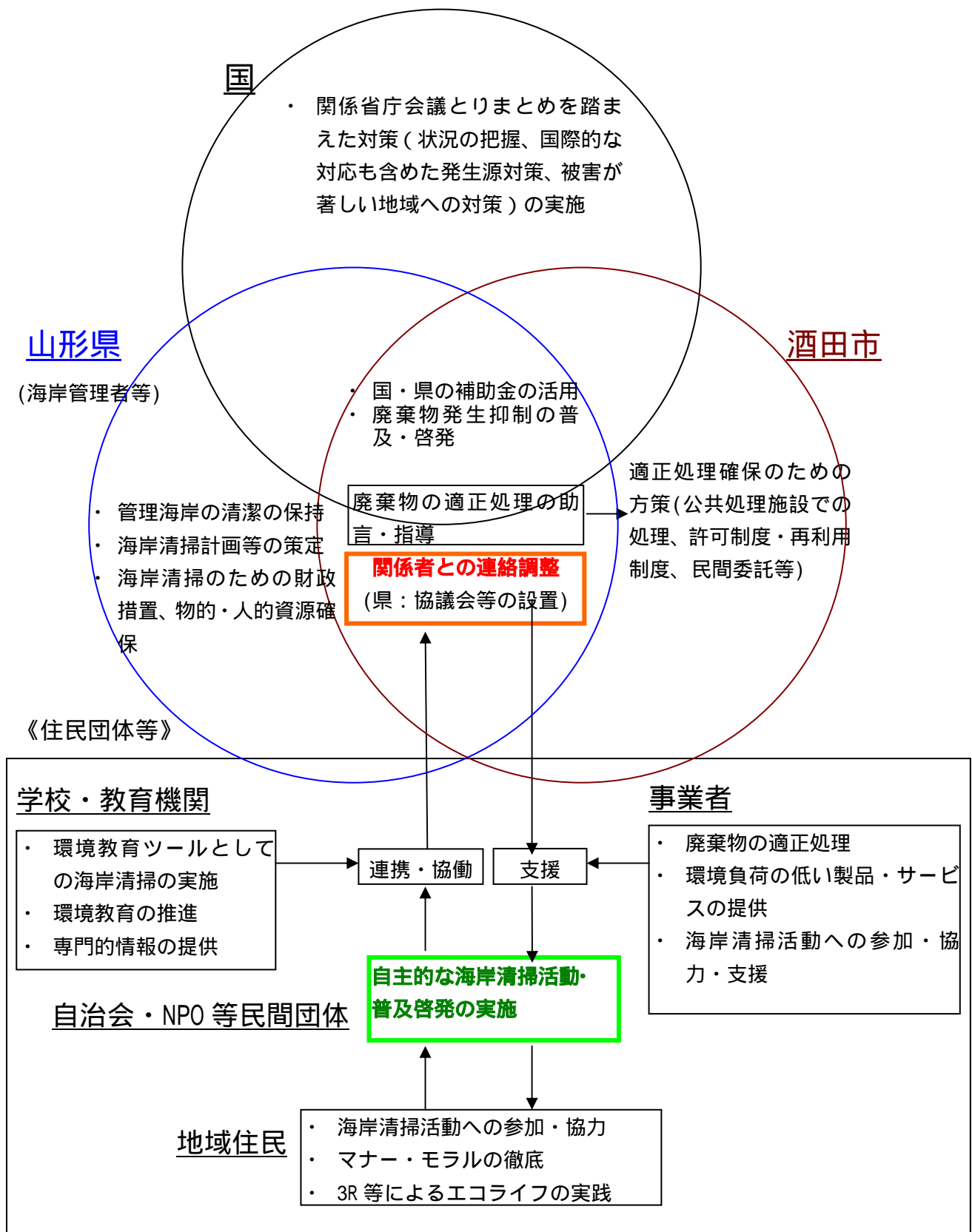


図 2.1-1 関係機関・団体の役割分担(案)

一方、山形県では平成 19 年度に「美しいやまがたの海推進事業」による関係者間の協議・情報共有の場となる「美しいやまがたの海プラットフォーム」を設立させ、取組の推進を図ることとした。このプラットフォームは平成 20 年 7 月 31 日、国、県、市町のほか大学、NPO、企業・事業所団体など 20 団体によって発足し、一斉清掃を実施するとともに、モニタリング活動やニュースレターの発行など漂着ごみに関する連携を強めていくこととしているが、その具体的な取組みは始まったばかりであり、今後、地域の実情や関係者の意向などを把握しながら活動していくことが期待される。(図 2.1-2)。

美しいやまがたの海プラットフォームの組織 (イメージ図)

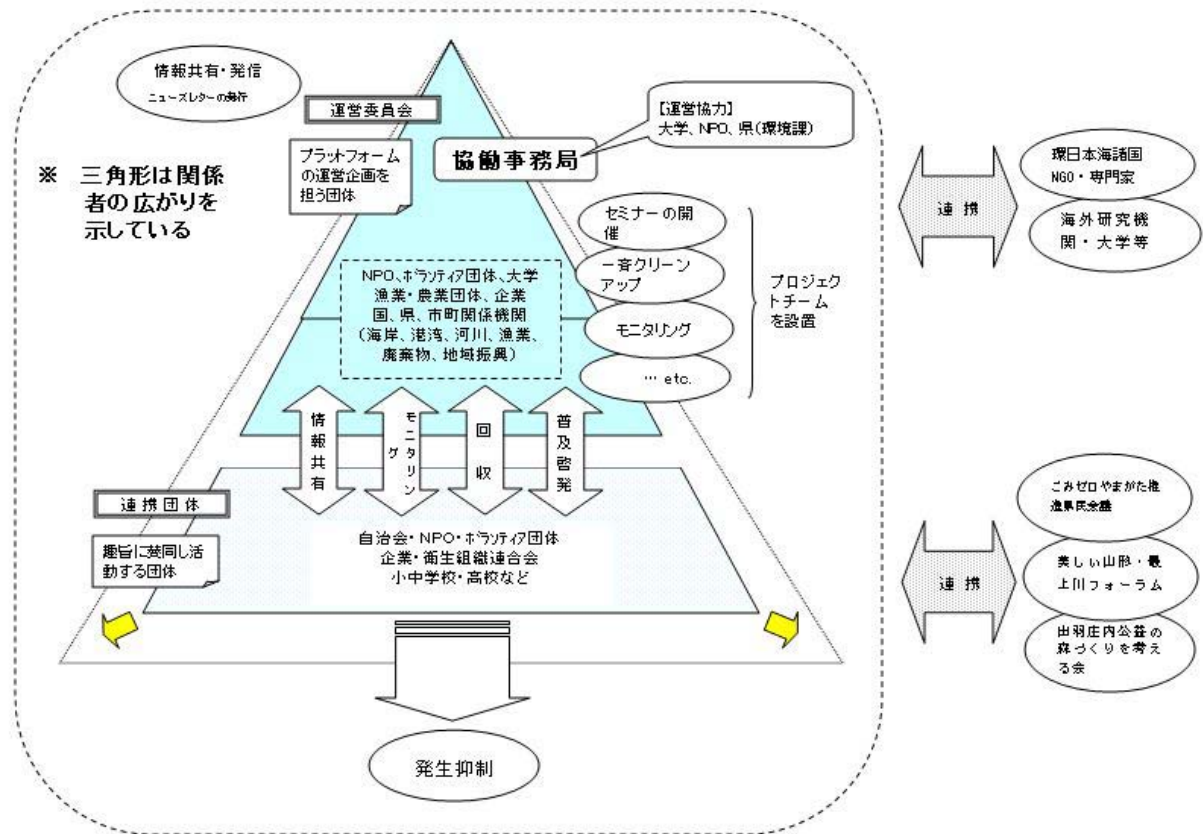


図 2.1-2 美しいやまがたの海プラットフォームの組織(イメージ図)

2.2 海岸清掃の体制

日本国内はもとより山形県内では、漂流・漂着ゴミの問題に頭を悩ませており、山形県では、被害甚大な地域と認識している。その一部では地域住民による清掃活動も行われているが、ボランティアによる活動だけでは資金的、人的に限界があり、継続的に実施することが困難な状況となりつつある。国、山形県は事業の一環として清掃活動を行い、ボランティア清掃は自主的な活動を通じた意義や役割を担うことが相当と考えられる。

一方、「飛島クリーンアップ作戦」、「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」などの地域の住民が参加する清掃活動は、漂流・漂着ゴミ問題を考えていく上での一つの象徴的な活動であり、そうした草の根活動に意義が存在していると考えられる。このような活動の一つ一つの積み重ねが、問題解決に向けた糸口となっていくと考えられ、ひいては広く美化意識の向上、海岸美化の啓発など発生抑制にもつながっていくと考えられる。

そのためには、清掃活動に関する手法等の情報共有の場として既に設立されている「美しいやまがたの海プラットフォーム」での議論をもとにしながら、国、山形県とボランティア活動との関わりや連携をどのように整理していくかが課題となる。

2.2.1 飛島西海岸

飛島は、離島振興法（法律第 72 号）に指定されている山形県唯一の離島である。平成 20 年 9 月末現在で島の住民は 273 名、平均年齢は 68.6 歳である。

当調査のモデル地域である西海岸は、以前から漂着ゴミ問題に悩まされ、島民の高齢化の理由などからクリーンアップもままならない状況であったが、平成 13 年より酒田市本土の住民と島民が協力したボランティアによる「飛島クリーンアップ作戦」が実施されるようになった。

< 国の役割 >

関係省庁会議とりまとめを踏まえ、その対策のため被害が著しい地域への支援の一環として、補助金制度を設立しており、その中に「災害等廃棄物処理事業補助金」がある。その概要を以下に示す。

飛島では、第 2 回（2007 年 10 月）から第 4 回（2008 年 5 月）の秋～冬～春季の風速がかなりの回数で風速 15m/sec を超えている（図 2.2-1）。そのため、「災害等廃棄物処理事業補助金」の赤枠で囲んだ部分が飛島には該当すると考えられる。飛島における清掃活動には、この補助金を活用し、事業費の半分を確保することが妥当である。よって、国の役割は、この制度の審査を迅速に行い補助金交付を速やかに行うことである。

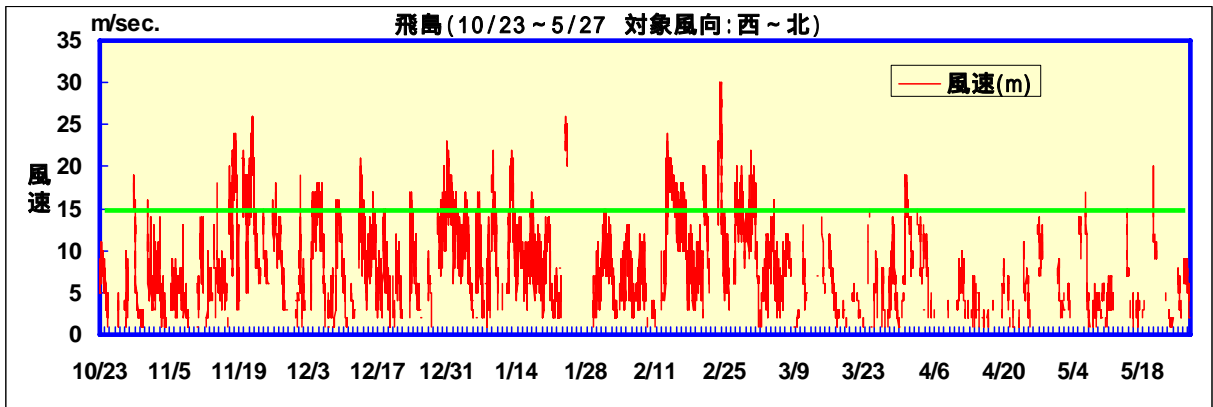


図 2.2-1 風速（西～北のみ）の時系列（第2回～第4回調査）

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 <p>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物 災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)</p>	 <p>海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)</p>
	補助先	市町村（一部事務組合含む）
要件	指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上	
	降雨:最大24時間雨量が8.0mm以上によるもの 暴風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの 高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等	1市町村(一部事務組合)における処理量が150m3以上のもの 海岸保全区域外の海岸への漂着 通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1 / 2	

< 山形県の役割 >

海岸管理者である山形県の役割は、「管理海岸の清潔の保持」、「海岸清掃計画等の策定」、「海岸清掃のための財政措置、物的・人的資源確保」が挙げられる。これらは前述したように、山形県の事業の一環として実施すべき内容であると考えられる。

また、「国の役割」で記述した補助金は、酒田市が申請する補助金であるが、当該地域の飛島西海岸は、海岸管理者が山形県であるために、酒田市が申請し、財的負担を負うことは困難であると考えられる。そのために、山形県が酒田市と協議の上、申請は酒田市、財的負担は山形県とすることが望ましい。

ただ、飛島西海岸（田下海岸の250m程度）では、2000年より「飛島クリーンアップ作

戦」が実施されており、ボランティアによる活動が既に行われている。しかしながら、ここで留意しておくべき点は、ボランティア活動による清掃体制がある程度出来上がっていると思われがちであるが、実際には人員確保や運営に関する消耗品等の調達、また NPO などのボランティアの努力と資金的な確保など、運営面での不安定要素を抱えていることである。今後、継続したクリーンアップ活動を実施していくためには、今まで蓄積されてきたノウハウを活かしていけるように課題解決に向けた支援が求められる。

このように、海岸管理者である山形県の役割は、国の補助金を活用しながら山形県の事業として「管理海岸の清潔の保持」を実施することで、そのためには酒田市との協議、NPO への支援を行っていく必要があると考えられる。また、本業務の結果より、飛島西海岸からの漂着ゴミの効率的な搬出は、小型船舶を利用することであるため、山形県が中心となり漁業者の協力を取り付けることも重要な役割である。

補助金を活用した回収のほかには、地域住民、NPO、企業などが行うボランティア活動に対する協力体制の確立とその仕組みづくり（活動への支援や海岸アダプト・アシストプログラム及びごみ処理等のルールづくりなど）が重要となることから、プラットフォームなどを活用し、行政と地域の連携・協働を進めながら一斉清掃活動の継続的実施が課題となる。

< 酒田市の役割 >

ボランティアが回収した漂着ゴミのうち処理困難物以外は、一般廃棄物として酒田市が処分を行うことが望ましいと考える。また、国、山形県が清掃事業として回収した漂着ゴミは事業系一般廃棄物として酒田市が処分を行うことが望ましいと考えるが、その費用については山形県との協議が必要である。

< 地域住民等の役割 >

「海岸の清潔の保持」を行っていくうえで、地域環境の保全や美化活動に係わる地域住民等のボランティア清掃には大きな意義や役割があると考えられる。そのために、今後も継続して「飛島クリーンアップ作戦」を実施していくべきであると考えられる。

地域住民等は、清掃活動に自ら積極的に参加するとともに、活動を通して得られた体験や知見などは積極的に对外発信し、漂着ゴミ問題の普及啓発及び環境保全・美化意識の向上に寄与していくことも期待される。

2.2.2 赤川河口部

< 国の役割 >

本業務結果から、赤川河口部に漂着するゴミの重量は一年間で約 207t と推測されており、共通調査で得られた比重が 0.257 から算出すると、赤川河口部に漂着するゴミの容量は一年間で約 805 m³となる。農林水産省、国土交通省が設置している「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の補助金の要件は、1,000 m³以上となっているが、調査範囲内だけで年間で約 805 m³の漂着が予測されるため、浜中海水浴場、十里塚海水浴場など周辺の海岸をセットにすることにより、適応が可能と考えられる。

赤川河口部における清掃活動には、この補助金を活用し、事業費の半分以上を確保することが妥当である。よって、国の役割は、この制度の審査を迅速に行い補助金交付を速やかに行うことである。

農林水産省 農村振興局・水産庁
国土交通省 河川局・港湾局

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

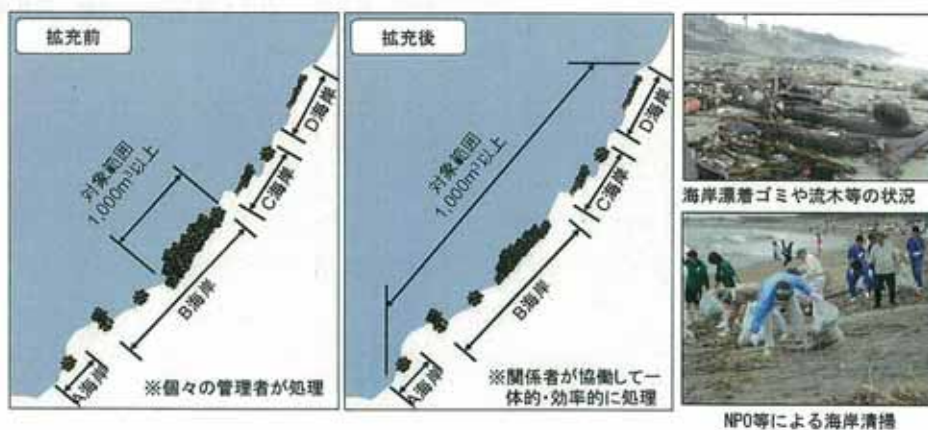
1. 目的

海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図ることを目的とする。

2. 内容

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。



< 山形県の役割 >

山形県の役割は、「管理海岸の清潔の保持」、「海岸清掃計画等の策定」、「海岸清掃のための財政措置、物的・人的資源確保」が挙げられる。これらは前述したように、山形県の事業の一環として実施すべき内容であると考えられる。

また、「国の役割」で記述した補助金は、海岸管理者が申請する補助金であり、海岸管理者が山形県であるために、山形県が中心となって対応することが望ましい。

ただ、赤川河口部（約 500m 程度）では、平成 13 年から実施されていた「最上川河口クリーンアップ作戦」が平成 17 年から「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」となって実施されてきたが、現在の赤川河口部におけるボランティア活動は、地元企業の協力のもと実施しているものであり、一般参加者の募集は行われていない。

海岸管理者である山形県の役割は、国の補助金を活用しながら山形県の事業として「管理海岸の清潔の保持」を実施することが重要な課題である。

また、地域住民、NPO、企業などによって行われるボランティア清掃に対しては、より多くの方が参加しやすい仕組みづくり（海岸アダプト・アシストプログラムの活用さらにはごみ処理等のルールづくりなど）が重要となることから、プラットフォームなどを活用し、行政と地域の連携・協働を進めながら一斉清掃活動の継続的实施が課題となる。

< 酒田市の役割 >

ボランティアが回収した漂着ゴミのうち処理困難物以外は、一般廃棄物として酒田市が回収・処分を行うことが望ましいと考える。また、国、山形県が清掃事業として回収した漂着ゴミは事業系一般廃棄物として酒田市が処分を行うことが望ましいと考えるが、その費用については山形県との協議が必要である。

< 地域住民等の役割 >

「海岸の清潔の保持」を行っていくうえで、地域環境の保全や美化活動に係わる地域住民等のボランティア清掃には大きな意義や役割があると考えられる。そのため、今後も継続して「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」を実施していくべきであると考えられる。

地域住民等は、清掃活動に自ら積極的に参加するとともに、活動を通して得られた体験や知見などは積極的に对外発信し、漂着ゴミ問題の普及啓発及び環境保全・美化意識の向上に寄与していくことも期待される。

2.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策

飛島西海岸、赤川河口部の両モデル地域に共通して言えることは、以下の2つが考えられる。

行政機関の活動

漂流・漂着ゴミは、山形県のみならず近隣県から発生したのち、漂着することから、行政機関同士の連携や問題意識の共有が必要となる。また、一般的に河川を通じて陸起源のゴミが海に流出することが知られているため、内陸方面の市町村との問題意識の共有など、発生抑制に係わる取組みも必要となる。

プラットフォームの活動

国、山形県、市町のほか大学、NPO、企業・事業所団体など20団体が参加しているプラットフォームを通じて、「近隣県との情報交流・普及啓発」、「漁業関係者への発生抑制のための普及啓発」、「内陸方面との情報交流・普及啓発（美しいやまがた最上川フォーラムなど）」の推進が望まれる。

一方、海外由来のゴミに関しては、県や市町村による取組には限界があり、国による率先的な取組が不可欠である。国は、関係国との政策対話や、国際枠組みの下での協力等を通して、関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築を引き続き進めていくことが重要である。特に、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」は、2006年から開始された海洋ゴミプロジェクトが進められており、環境省は本モデル調査の成果等についてNOWPAPを通して各国に発信しており、NOWPAPを通じた協力関係が強化されつつある。さらに、中国語が表記された医療系廃棄物等、海外からの大量の危険な漂着ゴミが確認された場合には、関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等を継続的に行っていく必要がある。

2.3.1 飛島西海岸

飛島に訪れる釣り人やレジャーに伴う放置ゴミが見受けられることから、ゴミ持ち帰りの啓発活動が必要となる。また、他県からのゴミや流木が漂着することも推測されることから、他県との連携も必要である。

2.3.2 赤川河口部

赤川河口には赤川上流からと思われる灌木（アシの枯れたもの）など陸起源のゴミが多いことから、河川管理者（プラットフォームの会員でもある国土交通省）と協議の上、流出防止を図る方策が必要である。また、釣り人やレジャーに伴う放置ゴミ、投棄ゴミも見受けられることからゴミ持ち帰りの啓発活動や、さらには他県からの漂着する流木も推測されることから他県との連携も必要である。

2.4 地域からの要望

山形県、酒田市、NPO 等が漂着ゴミ問題を解決していくために、法整備を含めさまざまな問題点があり、その抜本的な対応を要望としてとりまとめた。

また、共通調査におけるペットボトルの国別割合からみて、韓国、中国などの海外から約3割が飛島に漂着していることから、飛島のように日本海に浮かぶ離島は、包括的に国からの支援が必要であると考えられる。

2.4.1 国による法制度の整備

(1) 海岸法について

海岸管理者である山形県に対して、「管理海岸の清潔の保持」が義務付けられているが、どの程度の「清潔さ」(ゴミの量、清掃頻度も含む)を保持すればいいかが明文化されていないため、優先順位が下がる傾向がある。そのため法律を整備し、明文化されることが望まれる。

2.4.2 強力な実効性のある財政的支援

(2) 山形県への支援

「災害等廃棄物処理事業補助金」や「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」はあくまで補助金であり、災害時にしか利用できない。海岸管理者が「管理海岸の清潔の保持」をする上で、恒常的な財政支援が望まれる。

なお、「災害等廃棄物処理事業費補助金」は、150 m³以上であれば災害時以外にも利用できる。

(3) 海岸線を有している自治体への支援

赤川の流域のほとんどが鶴岡市であるが、河口部を有している酒田市が、漂着ゴミの処理費用を負担することになる。このように、海岸線を有している地方自治体とそうでない自治体との不平等が顕著であるため、海岸線を有している自治体への財政支援が望まれる。

2.4.3 補助金制度について

(1) 災害等廃棄物処理事業補助金について

災害の場合、漂着量の規定はないが、飛島のように冬季にかなりの頻度で災害要件を満たす場合は、1回の災害でなく半年の蓄積を災害と見なすかどうかの規定を明記することが望まれる。

災害でない場合、要件である150 m³は、小さな海岸では現実味が薄いため、相当程度の容量に引き下げることが望まれる。

また、補助金の申請は、海岸管理者である山形県ではなく酒田市となるため、申請に際して障害が多い。そのため、使いやすい制度とするために、補助金の申請を海岸管理者に変更するなどの対応や申請の簡略化、補助率の引き上げが望まれる。